

「青森競輪運営管理業務の委託に関する協定書」締結の報告

1. 協定の締結

平成26年度からの青森競輪運営管理業務委託について、優先交渉権者の「日本トーター株式会社」と企画提案書をもとに協議を行った結果、基本合意に達し、平成25年11月26日に「青森競輪運営管理業務の委託に関する協定書」を締結した。

2. 主な協定内容

(1) 業務の内容

競輪開催業務全般(施行者固有事務及び競技会固有事務を除く。)

企画提案内容に基づく企画業務の実施

(2) 委託期間について

平成26年4月1日から平成33年3月31日の7年間

(3) 委託料及び収益保証額について

〔委託料〕 車券売上等の増減により変動する。

〔市への収益保証額〕 2億5千万円

車券売上額が一定額(本場開催+場外開催)を超えると上乗せ増額

・上乗せ提案売上額 180億円以上の場合(A)

〔(A) - 180億〕 × 4%の提案を基本とし、その取扱いは年次契約書で定める。

(4) 地元在住者の雇用及び地元業者の受注機会に可能な限り配慮する。 ※地元雇用数約300人

(5) 一般修繕等について

① 施設及び備品等の一般修繕(主として現状維持を目的としたもの)については、協議の上修繕計画に定め、その費用は年次契約書で定める。

② 一般修繕費用の総額は2億4千5百万円(年額3千5百万円×7年)

③ 一般修繕以外の修繕については特別修繕として、協議の上定める。

3. 協定締結後について

協定書に基づき、継続的な運営管理業務に支障が生じないように、受託者において必要な準備行為を行う。